

は し が き

2014年5月23日は、ドイツ基本法（憲法）施行65周年の日であった。周知のように、ドイツ基本法は、東西ドイツ統一以降まさに全ドイツの憲法としてその輝きを放っている。ドイツでは、これまで基本法改正が戦後59回行われている。改正手続は、両院の議員の3分の2以上の賛成が必要であるので硬性憲法であるといえよう。しかし、この回数は相当なものである。この点を強調して、日本は「憲法改正」を積極的にすべきであり、そのために国会の改正要件を緩和すべきであるという主張も一部ではなされている。しかし、ドイツでは、憲法の基本価値の改正は禁止されており、基本的には統一に伴う改正やEUとの関係で改正するものなどの法技術的・治世的な改正が圧倒的に多い。また、再軍備化なども議会内で3分の2以上の賛成が得られたのである。この点は、見誤ってはいけないであろう。

日本国憲法をめぐる「憲法改正論議」が活発にされている。2000年に衆参両院に設置された「憲法調査会」での議論を中心に、各政党レベルでも議論が盛んに行なわれている。近年でも自民党の「改正大綱素案」が出された。その骨子は、「自衛軍」の設置、天皇の元首化・女性天皇の容認、新しい権利の明記、憲法改正手続の緩和などである。このような改正論議に関して一般的には、政党レベルでは、改憲、創憲、加憲、護憲という立場に分類されている。

このような立場の相違に基づく議論に対して、護憲・改憲という不毛な二項対立や漠然としたイデオロギー対立を批判する声も大きい。また、改憲へのムード的な先走りや世論誘導を危惧する声も聞こえる。この問題自体を論じるつもりはないが、一言触れておきたい。いまマス・メディアなどを通して伝えられている「憲法改正論議」では、なかなか伝えきれていない重要な論点がある。1つは、「憲法」とは何かという論点、現行憲法の評価に関する論点である。近代憲法の基本原則は、権力分立・国民主権・人権保障である。日本国憲法も権力分立、国民主権、基本的人権の保障、平和主義などの基本原則を定めてい

る。この基本原則をどう評価するのかにより、「憲法改正論議」の立場・ニュアンスも異なっているといえよう。

もう1つは、改正に賛成か反対かという抽象的な質問などにみられるような改正論議が具体性を欠き意味がないということである。改正論議を意味あるものにするためには、もっと具体的な条文の変更に関する議論がなされなければならない。実際に、そのような具体的な条文の変更や新たな定め（たとえば環境権やプライバシーの権利などの憲法上明記されていない人権）が必要なのかどうか議論が深化させられねばならない。

その一方で、2012年の衆議院選挙を前にして自民党などが「憲法改正草案」を公表しさらに2013年参議院選挙でも自民党は「憲法改正」を公約の1つに掲げ大幅な議席増を獲得し、「憲法改正」を目ざす政党が国会で3分の2を占める状況が生まれつつある。したがって、「憲法改正」は現実味を帯びてきたといえるであろう。しかし、自民党の「憲法改正草案」の内容は、きわめて復古的なものであり近代立憲主義の観点からは問題があることが指摘されている。いまや、現行憲法および近代立憲主義に基づく国民主権・人権保障・平和主義が危機に瀕している局面であるといえるであろう。

本書は、日本国憲法が定めている基本原則の優れた価値を高く評価し改正すべき点は現行の改正手続に基づいて改正すべきであるという立場を採る。護憲論とは、本来このような立場であると考えている。憲法だけではなく、法学あるいは法曹界へも目を転じてみると、最近の法学・法曹界をめぐって注目される話題は、司法制度改革である。司法制度改革の大きな目玉として、2009年から裁判員制度が導入された。重大な刑事裁判に市民から選ばれた「裁判員」という素人裁判官が参加し、職業裁判官とともに判決を下すことになる。裁判員制度は、国民の司法参加制度の1つである。この制度を実りあるものにするためには、国民・市民の法教育がこれまでに増して重要になってくる。制度がうまく機能するのかどうかは、市民がリーガル・リテラシー（Legal Literacy）を十分に身につけることができるのかどうかにかかっている。リーガル・リテラシーとは、法（法律）を読み解く能力である。それは、単に法的知識を身につけることを意味するだけではなく、「自分にはどんな権利があり、どう手続す

ればいいか理解して、権利を実際に行使できる能力を意味する」(宮園久栄「第7章刑事司法とジェンダー」浅倉むつ子監修『導入対話によるジェンダー法学』不磨書房、2003年、187頁)。

本書では、リーガル・リテラシーおよび憲法リテラシーを次のように定義したい。すなわち、「法および憲法についての知識を身につけそれを自己の権利・自由および他者の権利・自由を実現するための武器として行使し、主権者である国民として司法・立法・行政へ参画できる能力」である。本書の目的は、このようなリテラシーを身につけることである。

本書の構成は、現行憲法をしっかり学び社会常識としての憲法・法律の知識を身につけていくことを目指す内容である。そのため、憲法のみならず、民法、刑法という基本的な法律や行政法や社会保障法に属する法律などまでさまざまな法律を学んでいける内容としている。本章では、それぞれの章ごとにキーワードを掲げている。また、新聞記事をはじめとして資料を多く用いてビジュアルな面からもテーマにアプローチしている。そのことによって、できるだけ読みやすい書物を目指すことを意図している。本書の目的および意図が、成功したのかどうかは読者の皆さんの判断に委ねさせていただきたい。21世紀が、平和で人権が保障される社会に一步でも近づける時代になることを心から願っている。その願いが実現されることに、本書が少しでも役立てることができれば幸いである。

法律文化社には、出版状況が厳しい中で本書の改訂版を快諾していただき心から御礼を申し上げたい。また、編集部の小西英央さんには企画・編集で大変お世話になった。ここに記して、感謝とお礼を申し上げる次第である。なお、本書は、『リーガル・リテラシー憲法教育』(2010年)を加筆修正したものである。大学院の恩師であらせられる大阪大学名誉教授高田敏先生には、84歳になられても研究活動を続けておられる姿にはただ感服するばかりである。不肖の弟子であるが、この場を借りて先生のますますのご健勝をお祈りしたい。

2014年6月吉日

浅川 千尋